

元島教保第561号

令和2年4月1日

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長

(保健体育課)

部活動等における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応については、これまでも適宜通知によりお知らせし、令和2年3月25日付け島教企第1428号「新型コロナウイルス感染症への対応について」では、春季休業中や新年度始業式以降の部活動等の対応をお願いしており、各学校で対応等にご配慮いただいていることと存じますが、引き続き下記の点を確認いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、3月28日に示された政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、3月24日に文部科学省が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に関し、今後追加的な指針を策定することが示されており、対応の変更が生じる場合は、改めて通知します。

記

1. 部活動について

本県の県立学校においては、令和2年2月28日付け島教総第886号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における対応について」により、生徒の学習の遅れや休業時の家庭の負担を最小限とするため、全国で唯一、県立学校での臨時休業は県内での感染例が判明した後、速やかに行うことといたしました。

そのため、令和2年3月2日付け島教総第895号「新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための対応について」において、感染防止対策を徹底するために学校におけるさまざまな活動を必要最小限とすることとし、児童生徒への格段の配慮をお願いしておりました。

これらのことを踏まえ、令和2年3月25日付け島教企第1428号「新型コロナウイルス感染症の対応について」(以下「3月25日付け通知」という。)においても、春季休業期

間中は人の移動も多くなり、感染のリスクが高まる恐れがあるため、部活動については引き続き実施しないことといたしました。

また、新年度は、人事異動等により学校体制や部活動顧問が替わり、新たなスタートを切る時期でもあることを踏まえ、部活動については新体制により、感染防止対策を徹底した上で、新学期始業式以降について実施することができることとしましたので、万全を期して準備いただきますようお願いいたします。

2. 学校施設における健康づくりのための運動の実施について

児童生徒の健康保持の観点から、春季休業期間中に児童生徒から運動のための学校施設の利用の希望がある場合は、学校の校庭や体育館を開放し、児童生徒が運動する機会を確保するとともに、安全確保の上3月25日付け通知の趣旨に沿った活動となるよう配慮願います。

なお、学校が自校の生徒に対して学校施設の利用を許可し、学校管理下の活動として教員を配置して運動を実施した際の事故等（活動のための通学時の事故等も含む。）については日本スポーツ振興センターの保険適用となることを確認いたしましたが、生徒が許可なく学校施設を利用し、運動を実施した際には、対象とはなりませんのでご注意ください。

(担当)

保健体育課学校体育グループ 0852-22-5426